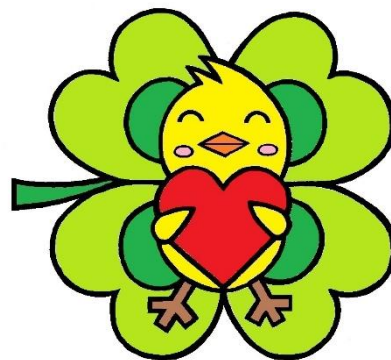


## 『いじめ防止基本方針』

### 目次

#### 第1 基本方針策定にあたって

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 基本方針策定の目的
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの問題の構造的要因
- 5 いじめの防止等のために取り組む姿勢
  - (1) 学校
  - (2) 教職員及び教職員以外のスタッフ
  - (3) 児童
  - (4) 家庭
  - (5) 地域住民
- 6 いじめを解消するための基本的な姿勢
  - (1) 学校長
  - (2) 教職員



#### 第2 いじめ防止等のための対策の内容

- 1 いじめに対する基本的な認識
- 2 いじめ防止対策委員会の設置
  - (1) 構成メンバー等
  - (2) 役割
- 3 いじめの未然防止に向けて
  - (1) 児童による主体的ないじめ防止活動の取組
  - (2) 教職員による取組
- 4 いじめ早期発見に向けて
- 5 いじめ早期解消のために
  - (1) いじめの解消に向けて
  - (2) いじめ問題への対応の順序等
- 6 重大事態について
  - (1) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢
  - (2) 重大事態の調査
  - (3) 重大事態への対応の順序等

#### 第3 児童や家庭が利用できる相談窓口

## 第1 基本方針策定にあたって

### 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念【水戸市（上）、赤塚小（下）】

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

- ① みんなで話し合い
- ② とともに勇気もち
- ③ 信頼し合える仲間づくり

『元気で、笑顔あふれる』学校を目指して  
(学校が安心安全に学べる居場所となるために)

- ④ 明るく元気、笑顔あふれる
- ⑤ かかわりあって仲良く
- ⑥ つながってみんなとともに
- ⑦ 考えてよりよい学校に

### 2 基本方針策定の目的

基本方針は、児童に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、学校、保護者、地域住民、関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての児童が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「一定の人間関係のある者」

同じ学校・学級などの当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童等が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

「心理的又は物理的な影響を与える行為」

<心理的な影響を与える行為>

- ◆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ◆ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆ いやなこと、危険なことをさせられる。
- ◆ パソコンや通信機器で誹謗中傷やいやなことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ◆ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

#### 4 いじめの問題の構造的要因

いじめの問題の構造的要因は、子どもを取り巻く環境の中に存在する。いじめの問題に対して、これらの構造的要因を認識して解決に当たることが重要である。

子どもを取り巻く環境においては、少子化や核家族化による親子相互の連帯感の希薄化や、地域社会との関わりの薄さ、集団で遊びや切磋琢磨する経験の減少から、コミュニケーション能力、社会性、規範感覚・意識、思いやりなどの豊かな心が育ちにくいなども要因として考えられる。

さらに、同調傾向が強くなり他者を排除していじめの対象とする、阻害や排除を恐れていじめに加わる、あるいは、直接に攻撃を加えることはしないが、周辺で囃し立てる、いじめを傍観するなどの行為が生まれる。場合によっては、当初いじめられている側がいじめ側となることも少なくない。

加えて、通信機器等（携帯電話・スマートフォン・タブレット・ゲーム機器、パソコン等）の普及は、発信された情報の流動性や発信者の匿名性から、いじめにつながる負の部分の併せもっている。

ほかに、希薄な人間関係や夜型生活による睡眠不足など、子どもの感情の不安定やストレスを引き起こし、いじめ加害につながる要因は、多数考えられる。

また、先に述べた構造的要因や複数の要因が重なり、いじめが発生することも多く解決を難しいものになっている。

#### 5 いじめの防止等のために取り組む姿勢

学校、教職員等、家庭、地域住民等が、いじめ防止に向けた共通の認識を図り、連携して、児童とともに取り組むことが大切である。

##### (1) 学校

学校は、全ての児童にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、児童同士及び児童と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細やかな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていくことが重要である。

具体的には、学校の教育活動において、全員で取り組むこと、児童一人一人を大切にすること、集団の一員として自己有用感を醸成することなど、日常生活が大切になってくる。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童を最優先に考慮し、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。そして、いじめを行った児童や傍観している児童には、いじめを受けた児童の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努めることが重要である。

##### (2) 教職員及び教職員以外のスタッフ

教職員は、児童の話に耳を傾け、心に寄り添い、心の奥底にある心情を理解しようとするのが重要である。また、いじめが起こる構造について理解を深め、いじめを起こさない集団づくりやいじめに敏感に気付くための研修等に積極的に取り組むことが必要である。

そして、教職員間の意思疎通や情報共有を図り、一部の教職員任せにすることなく、全教職員による組織で取り組む体制づくりが重要である。

スクールカウンセラー等、その職務の専門性を生かし、児童や保護者が安心してその支援を受けられるようにするとともに、教職員以外のスタッフともチームを組んで対応することも大切である。

### (3) 児童

児童一人一人が『いじめは人間として絶対に許されない』ことを心から理解するとともに、いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようにする。

また、いじめを自分の問題として捉え、児童自らがいじめについて学び、児童自身の取組を活性化する必要もある。

### (4) 家庭

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うように努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては、いじめを受けている側の立場になって考える姿勢をもち、子どもに適切な教育をすることが必要であるとともに、日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておくことも大切である。

また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。

一方、我が子がいじめに関与したとき、子どもが自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子どもがいじめに関与した事実をはなしたときは、それを謙虚に受け止め、子どもと共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

### (5) 地域住民

地域住民は、自分の子どもだけでなく、地域の子どものにも関心をもち、学校、家庭と協力しながら地域の子どもの見守り、育てる意識をもって対応することが大切である。

## 6 いじめを解消するための基本的な姿勢

学校は、児童のために存在するとの基本的認識に立ち、いじめを受けた児童を救済することを最優先に考え、行動することが重要である。

### (1) 学校長

- ① いじめを受けた児童を救うための方策を第一に考え、全職員で対応するためにリーダーシップを発揮し、学校全体の指導体制を構築する。
- ② 犯罪と考えられるいじめ行為については、警察等との連携を深め、毅然とした対応をとる。

### (2) 教職員

- ① 教職員は、児童の最大の心の理解者として、共感的理解に立った行動をとる。
- ② いじめを行った児童についても健全に成長させようとする姿勢をもつ。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめに対する基本的な認識

- ・ いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。
- ・ いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない。
- ・ いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- ・ いじめられている児童を確認したときは、その児童の立場に立ち、絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
- ・ いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触するものであり、必要に応じて警察に相談・通報し、適切な援助を求める。
- ・ 日頃から、保護者との信頼関係を大切にし、地域や専門機関との連携協力を努める。

#### <発達段階によるいじめの特徴例>

【低学年】・自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。

・ かかわり方の不器用さから相手に不快感を与える。

【中学年】・仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。

・ 嫉妬心や支配欲から、いたずらやいやがらせをする。

・ 自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排斥しようとする。

【高学年】・仲間はずれや無視、執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。

・ 小集団同士の対抗意識が大きく、いじめに発展する可能性が増える。

・ いじめがあっても、それをいじめと認める割合が急激に減少する。

### 2 いじめ防止対策委員会の設置

#### (1) 構成メンバー等

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別活動主任  
該当の学年主任及び学級担任、関係する教職員

【スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー  
P T A本部役員、水戸市教育委員会（水戸市総合教育研究所）】

※毎月、1回はいじめの有無の関係なく協議を行う。

※相談や通報、指導の経過、会議の記録などを整理・保管（5年後の年度末まで）する。

※スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、P T A本部役員、水戸市教育委員会（水戸市総合教育研究所）は、必要に応じて要請する。

## (2) 役割

- ・未然防止のための教職員研修の計画【年間3回（教頭、研究主任）】
- ・いじめの相談・通報の窓口の周知（生徒指導主事、養護教諭）
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と共有（生徒指導主事）
- ・いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の対応方針の決定、保護者との連携等についての助言指導（校長、教頭、スクールカウンセラー）
- ・「いじめ防止基本方針」の点検、見直し

## 3 いじめの未然防止に向けて

### (1) 児童による主体的ないじめ防止活動の取組

- ・児童会が中心となり、マナーアップ運動やあいさつ運動、いじめをなくす取組等を企画し、年間を通じて全校児童が関わる場を設定していく。児童一人一人がいじめ問題を自分のこととして捉え、いじめを許さない集団になるよう働きかけていく。
- ・縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むことができる活動を設定していく。

### (2) 教職員による取組

- ・年度当初に全職員で「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ・学校の教育活動において、全ての教職員で取り組む。
- ・児童の一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感を育成する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・水戸まごころタイム等で、地域のマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
- ・学級目標を話し合いで決めるなど、特別活動の時間を充実させる。
- ・道徳の時間等を通して、学級、学年、学校、社会が抱える問題を考えたり、地域での自分の行動を見つめたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等を通じて行われる、ネットいじめを防止するための啓発活動を行う。
- ・校内オンライン相談窓口（赤小子ども相談室）を開設し、児童のタブレットから相談できるようにする。
- ・校長のリーダーシップの下に、危機管理意識を高め、いじめ未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上を図る。

#### 4 いじめの早期発見に向けて

- ・ いじめは、目の届きにくいところで発生することが多いため、学校、家庭、地域が協力して実態把握に努める。
- ・ 毎月の生活アンケートによる調査の実施、日記指導、教育相談などを活用し、児童の声なき声に耳を傾ける。
- ・ 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」、保健室前の「相談ポスト」、校内オンライン相談窓口（赤小子ども相談室）を活用する。児童には、不安や悩みは相談することで解消することがあることを伝える。
- ・ 多くの教職員で校内巡視などを行い、児童の言動に目を向ける。
- ・ 連絡帳の活用、電話連絡、家庭訪問、あいさつ運動などを通して、保護者と情報を共有する。
- ・ 生活アンケートや連絡帳など記録で気になることについては、記録を蓄積したり、担任だけでなく学年主任、生徒指導主事などと速やかに共有したりする。また、記録や言動で気になった場合は複数の教職員で速やかに面談を行う。

##### 「児童生徒を観る具体的な視点」

- ・ いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
- ・ 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- ・ 自分からあいさつをしようとせず、友達からのあいさつや声かけもない。
- ・ 教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- ・ 元気がなく、顔色がすぐれない。
- ・ はっきりした理由もなく欠席する。
- ・ 健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。
- ・ 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
- ・ 遅刻・早退が目立ってきている。
- ・ 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
- ・ 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたり、そわそわしていたりする。

##### 「教師自らを振り返る視点」

- ・ 児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができているか。遅れてくる児童の原因を追及する前に、温かく迎える雰囲気を作っているか。
- ・ 教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童の心理状態を把握しているか。
- ・ 授業での態度やでき具合等を把握し、称賛・励ましと児童相互の教え合いを奨励しているか。次の学習に対しての意欲付けをしているか。
- ・ 健康観察で一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしているか。
- ・ 朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもって生活をしようとする意欲をもたせているか。教師の温かい思いやりを学級の児童一人一人に伝える工夫をしているか。

## 5 いじめの早期解消のために

### 『いじめ解消』の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

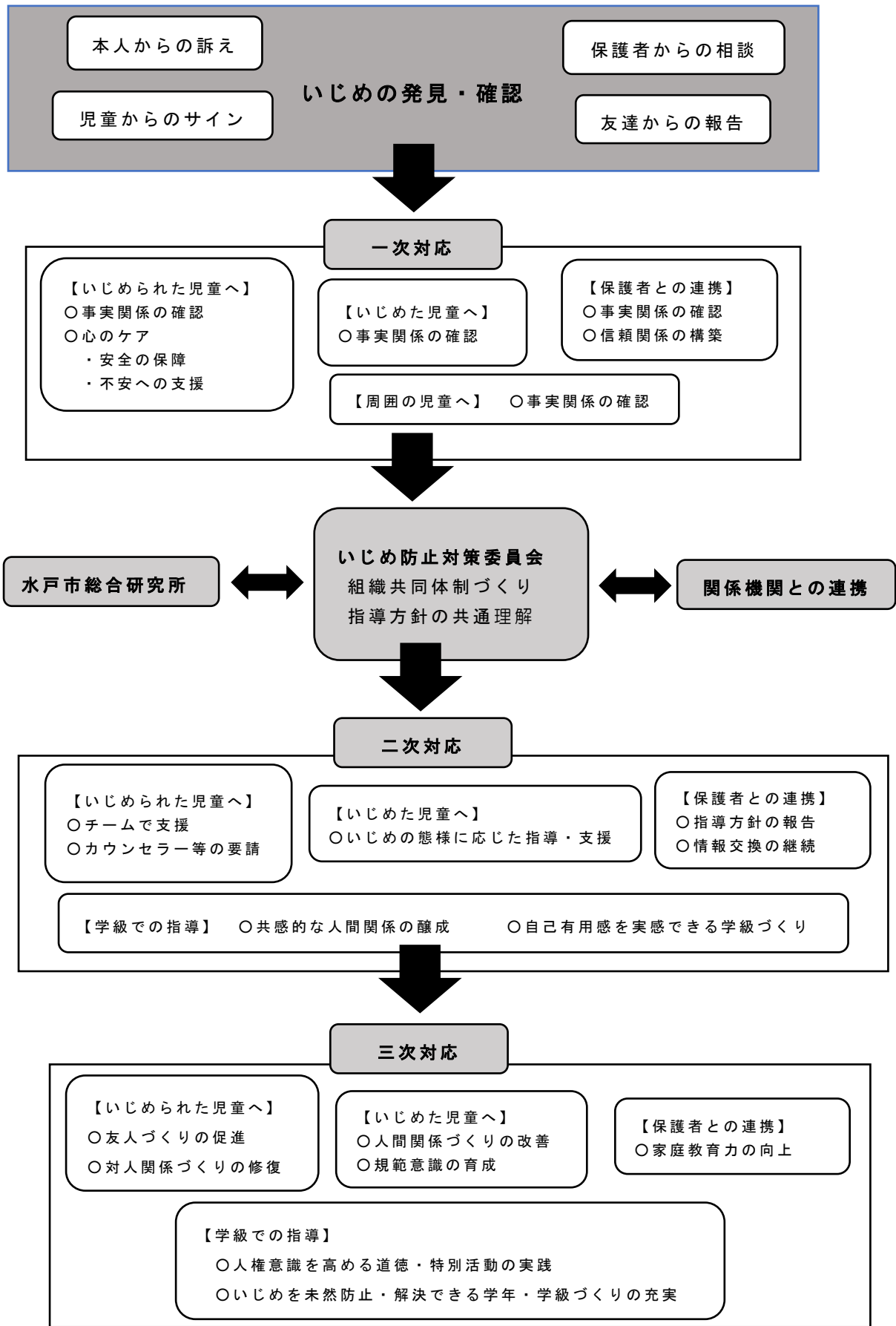
#### イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

### (1) いじめ解消に向けて

- ・ いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。
- ・ いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
- ・ いじめを行った児童への指導及び支援その保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童による、いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解決したと判断しない。
- ・ 傍観している児童に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の信頼回復に努める。
- ・ パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、警察等の関係機関の協力を求める。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、別室等で学習できる措置を講じる。必要に応じて、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講じる。
- ・ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する措置をとる。
- ・ 犯罪に触れるいじめ行為については、警察等との連携を図るとともに、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し適切に援助を求める。

(2) いじめ問題への対応の順序等



## 6 重大事態について

### 『重大事態』の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(以下の事例の場合など)
  - ・ 暴行を受けて骨折した。
  - ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - ・ 金銭を強要された。
  - ・ 自殺を企画した。
  - ・ 欠席が続き、当該校への復帰ができないと判断し、転学した。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
  - ・ いじめを認知し、解消に向けて取り組んでいるが、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
  - ・ 一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめは認知していないが、児童や保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申し立てがあった。

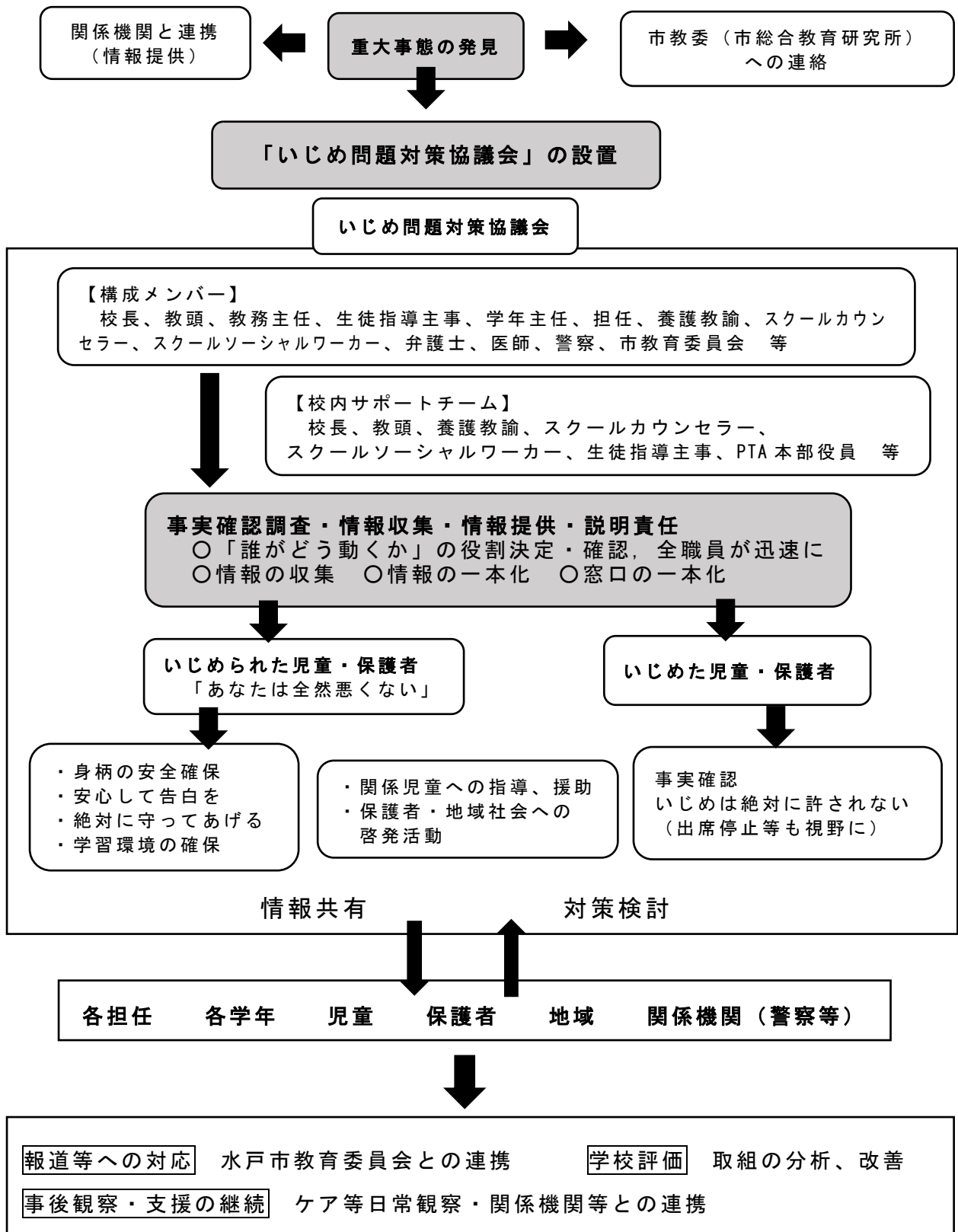
### (1) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- 重大事態に該当するが、被害児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。
- 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」、という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに水戸市教育委員会(水戸市総合教育研究所)に報告する。(市教育委員会→市長)
- 学校は、水戸市教育委員会と連携し、事実解明に努める。いじめの事実についてありのままを伝え、説明責任を果たすように努める。
- いじめを受けた児童の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童との関係回復のための取組に努める。

### (2) 重大事態の調査(「いじめ問題対策協議会」の設置)

- ・ 重大事態が生じた場合、学校は水戸市教育委員会へ速やかに報告、調査主体が市教育委員会か、学校かの指示を受ける。
- ・ 水戸市教育委員会の指導を受け、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的知識を有するものをいじめ問題対策協議会のメンバーとし、必要に応じて、第三者からなる組織を設けるなどして調査を進める。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート調査などを行い、事実関係を把握し、いじめ問題対策協議会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

(3) 重大事態への対応の順序等



※重大事態が発覚した時点で、緊急のいじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内サポートチームを立ち上げ、児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全児童の不安解消に努める。

### 第3 児童や家庭が利用できる相談窓口

- ・赤小子ども相談室（赤塚小学校の児童専用）  
【児童の学校のアカウントでログインしないと投稿できません。】

<https://docs.google.com/forms/d/1EYt1D1A6JcvFYluW5Ku3VyzpC6WbBcv7A5ZHW5dr-Mw/edit>

赤小子ども相談室のQRコード →



- ・茨城県子どもホットライン TEL 029 - 221 - 8181（365日24時間）

- ・いじめ、体罰解消サポートセンター TEL 029 - 221 - 5550  
（月～金 9：00～17：00）

URL : <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/>

いじめ、体罰解消サポートセンターのQRコード →



- ・いばらき子どもSNS相談 URL : <https://pref-ibaraki.coco-chaport.jp>  
（18：00～22：00）

いばらき子どもSNS相談のQRコード →

